

平成 21 年 4 月 30 日現在

研究種目：基盤研究 (C)  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19530117  
 研究課題名 (和文) 「判検交流」の実証分析～三権融合の事例研究として

研究課題名 (英文) A Career-Path Analysis on Chief Judges in Japan

## 研究代表者

西川 伸一 (NISHIKAWA SHIN' ICHI)  
 明治大学・政治経済学部・専任教授  
 研究者番号 00228165

研究成果の概要：裁判官といえば、法廷で裁判実務に携わっている裁判官をふつうイメージする。しかし、現場を離れて裁判所行政に携わっていたり、司法と行政の垣根を越えて、行政機関のポストに出向している裁判官もいる。2権のあいだのこの人事交流を「判検交流」とよんでいる。本研究では裁判官の経歴を調べ、現場一筋ではなく「判検交流」など現場を離れた裁判官のほうが、キャリアパス上で優位なポストに就く傾向にあることを実証的に明らかにした。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：司法官僚 最高裁事務総局 判検交流 経歴的資源

## 1. 研究開始当初の背景

三権分立は建て前にすぎず、その実態は三権融合もしくは三権癒着なのではないか、というのが、本研究開始時の私の仮説である。本研究ではその一例として「判検交流」とよばれる人事慣行に着目した。

## 2. 研究の目的

「判検交流」により行政機関のポストを経験した裁判官が、再び法廷に立つ。しかも彼らが裁判官の「出世」の面で優遇されている。

このパラドクスを明らかにすることで、わが国司法の問題点を浮かび上がらせることが、本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

高裁長官、最高裁事務総局幹部、地家裁所長といった「出世」ポストに到達した裁判官の経歴をすべて調べる。そして、ポストごとに累積して、各ポストに着任した裁判官の傾向性を析出する。これにより、「判検交流」の経歴が「出世」いかに有利に作用しているか

を導き出す。

#### 4. 研究成果

(1) 上記の「出世」ポストにのぼりつめた裁判官はほぼ例外なく、「判検交流」あるいは裁判現場を踏まない裁判所行政ポストの勤務経験を有していた。すなわち、裁判官人事にはいくつかの明確なコースがあり、裁判官は出身大学にはじまって、任官前の司法研修所での試験成績ですでに選別にかけている。

その選別に従って、初任地と初任あけの勤務地がほぼ決められ、「優秀」とみなされた裁判官は、初任地で大都市地裁、初任あけで最高裁事務総局の局付となる。これらの過程で「優秀さ」を示し続けることができた者、加えてこのコース以外でも「優秀さ」が認められた者は、いわば囲い込みされ、エリート裁判官としての経歴を積み重ねていく。

具体的には、「判検交流」であり、最高裁事務総局の課長ポストであり、司法研修所の教官ポストである。言い換えれば、「裁判しない」ポストが「出世」へのパスポートであるのだ。

元最高裁長官で「ミスター司法行政」の矢口洪一は「裁判などだれでもできる」と発言している。つまり、裁判官たる者、裁判などできて当たり前、プラスアルファの能力を発揮するポストに就き、そつなくこなすことが「優秀さ」の証とされているのである。

(2) そこから、「裁判しない裁判官」のほうが、法廷実務一筋の裁判官より「優秀」であるという「神話」が生まれる。本研究では、裁判官における「二重構造」を強調するために、前者を「司法官僚」、後者を「実務裁判官」とよびわけた。

また、その「神話」に従って、最高裁事務総局の局長ポストは司法官僚ばかりが着任している。そして、彼らが裁判所行政の実権をふるうのであるから、日本の裁判官を取り巻く逆説的状況は変わりようがない。

具体的には、最高裁事務総局の6局長ポストは代々司法官僚がリレーしてきている。実務裁判官が現場でいかにすぐれた「勤務評定」を上げようとも、事務総局幹部にはなれないのである。

加えて、彼ら局長経験者が東京高裁管内の地裁所長を経たあと高裁長官に就任する例が多い。とりわけ、総務局・人事局・経理局の3局長と東京高裁長官、大阪高裁長官、および司法研修所長の就任者は相互に重なり合っていた。出身大学からはじまって、共通の経歴を重ねた者が事務総局の要職に就き、さらに高裁長官などになって共通の出世コースを歩んでいく。

その同質性は就任者間の人的つながりを

担保するばかりか、彼らの価値観の同質性を予感させるに十分であろう。これは司法行政面での同質的な政策の継承、ひいては、戦前の司法省以来の裁判所行政を過大評価する「行政優位」の伝統を維持するのに寄与していると考えられる。

しかも、最高裁裁判官15人のうち、プロパー裁判官枠の6人は必ず高裁長官経験者である。その上、最高裁長官はこの6人のうちから決まって選任される。言い換えれば、「裁判しない裁判官」が司法界の頂点に至るルールが敷かれているのである。

このルールを子細に見ると、三つあることに気づく。第一は、事務総局局付や判検交流の経験を経てのち、最高裁事務総局から関東地方の地裁所長、東京高裁長官を経て最高裁裁判官に至るものである。第二は、やはり、事務総局局付や「判検交流」の経験を経てのち、司法研修所長から大阪高裁長官を経て最高裁裁判官に就く。そして、第三は、最高裁首席調査官を務めたあと高裁長官から最高裁裁判官へのぼるコースである。最高裁裁判官の補佐をして、最高裁判決を左右する最高裁調査官を束ねるポストが、首席調査官である。

(3) それでは、地家裁所長にはいかなる人事パターンが存在するのであるか。全国には地裁と家裁がそれぞれ50ずつある。このうち26ずつは所長専任庁である。残る48地家裁は地裁所長が家裁所長を兼務しており、実際には24人の地裁所長兼家裁所長がいる。これらへの歴代就任者に着目して、各ポストの特徴を導き出せば、所長人事にあたって準拠されている「傾向システム」が明らかになるはずである。

分析手法としては、①全国の所長ポストそれぞれの歴代就任者を『官報』や『裁判所時報』に基づいて調べ上げる。②彼らの経歴にみられる特徴(学歴、就任ポスト)をポストごとに累積する。私はこれら特徴を「経歴的資源」と仮説的に規定している。③さらに、これらを全国の8高裁管内ごとや全国の地裁専任庁と家裁専任庁ごと、さらには男女別に累計する。

特に経歴的資源については、裁判官をそれぞれの経歴的資源に応じてS、A、Bの三つの「級」にランク分けした。最高裁事務総局勤務経験をもつ者はS級、ない者はA級ないしB級だが、判検交流など裁判所外の職歴をもつ者はA級、裁判長を意味する部総括判事にさえ就けなかった者をB級とした。こうして、各所長ポストの歴代就任者の経歴的資源が累積・比較できるようになり、各所長ポストの司法行政上の位置付けを明確にすることができた。

すなわち、その結果を相互比較すれば、経

歴的資源からみた各地家裁所長がもつ特徴、高裁管内ごとの地家裁所長の特徴、地裁所長と家裁所長の相違などが判明するのである。平たく言えば、一口に「地裁所長」「家裁所長」といっても、高裁長官への待機ポストもあれば、裁判官のキャリアの最後に所長経歴を付けるためのポストがあることがわかった。

(4) 本研究が対象とした所長経験者のはべで1411人、実数で907人である。その歴史的資源の分析から、全国的傾向としては、第一に、東京管内地家裁所長は、他の管内のそれと比べて別格的存在であることが導き出された。すなわち、東京高裁管内所長の半分以上が東大出身であり、またその半分近くがエリートを意味する事務総局勤務をこなしていた。これは他の7高裁管内の地家裁所長に比べて圧倒的な偏りといえる。それはまた、東京高裁管内所長経験者の傑出した高裁長官到達率にも通じている。

第二の全国的傾向として、所長未就任者も含めた裁判官全体を母数とした吟味では、私立大学出身者が所長に就く比率が相対的に低く、事務総局勤務や判検交流の経験者のほうが実務裁判官より所長に就く比率が高かった。

私立大学出身者であるというレッテルが彼らの「出世」を阻んでいるのか、あるいは私立大学出身者が全体として結果的に、裁判官として最高裁の人事当局からあまり評価されない「勤務評定」しか上げられないのか。もちろん即断はできないが、私立大学出身者と国立大学出身者では、所長就任率に有意な差が認められた。

さらに所長就任者の全国的傾向分析から付随的にわかったことは、女性裁判官の「冷遇」である。全裁判官に占める女性裁判官の比率はわずかであるが、彼女たちが所長に栄進する比率はそれよりも圧倒的に低い。しかも用意されるポストはたいてい家裁所長である。ジェンダーによる昇進差別ともいえるべき状況が数量的に解明できた。

(5) 8高裁管内それぞれの個別分析に移れば、まず東京高裁管内において、東京地裁、東京家裁、および横浜地裁の3所長が管内三強所長と位置付けることができた。これらは明確な高裁長官待機ポストである。三強に準じるのが南関東の地裁所長であり、さらに北関東の地裁所長、静岡・長野・新潟の地裁(長野のみ地・家裁)所長という序列であった。東京高裁管内の家裁所長の序列もこれとほぼ同様であった。

他の高裁管内での所長ポストで高裁長官待機ポストとみなせるのは、大阪地裁と名古屋地裁しかなかった

東京管内以外の7高裁管内の個別分析もあわせると、上記の東京、大阪、および名古屋のみならず、高裁所在地の地裁所長ポストが、いずれも各高裁管内で別格的な存在であることが確認できた。すなわち、高裁所在地の地裁所長ポストに所長としてはじめて就くことは例外的であって、すでに所長経験のある者が着任する人事運用がなされていた。

ただし、司法官僚の牙城である東京地裁所長、東京に戻すことを前提に発令される札幌地裁所長をのぞく六つの高裁所在地の地裁所長には実務裁判官がその座を占めていた。つまり、これら六つの地裁所長ポストは事務総局勤務や判検交流に縁のない実務裁判官の最終栄達ポストとして位置付けられているのである。

一方、高裁所在地以外の家裁所長への就任パターンには、主に二つの傾向が指摘できた。司法官僚が所長経歴をつけさらに栄位に達するためのステップ・ストーンとして就く場合と、定年間際の実務裁判官が所長経歴の箔を付ける場合である。札幌高裁管内では前者の傾向が、非高裁所在地の家裁所長専任庁では後者の傾向が強かった。

(6) ところで、裁判官は任官から15年ほどするといずれかの高裁管内に「定着」する。それ以降は基本的には、「定着」した高裁管内の地裁・家裁を異動することになる。全国の地家裁所長歴代就任者を「定着」地ごとに分析すると、いかなる現象が浮かび上がるのであろうか。

それは、東京高裁管内所長＝「宗主国」—大阪高裁管内所長＝「準宗主国」—他の高裁管内所長＝「植民地」という垂直的統合とよぶべき人的配置であった。その意味するところは次のとおりである。

東京高裁管内所長には東京高裁管内定着者がほとんど就いていた。大阪高裁管内所長にもそれに準じた傾向を確認できた。ところが、その他の6高裁管内所長の歴代就任者をみると、東京および大阪高裁管内の定着者が「帝国主義」的にそれら所長ポストに就いているのである。言い換えれば、その他の6高裁管内所長ポストは、東京高裁管内定着者に「植民地」として差し出されていた。東京あるいは大阪高裁管内に定着しなければ、地家裁所長ポストに到達するのはかなり困難なのである。とりわけ、山形地・家裁、徳島地・家裁、および松山地裁では、その歴代所長就任者のうち管内「生え抜き」はこれまで一人しかいない。

(7) 「宗主国」—「準宗主国」—「植民地」という8高裁管内所長のヒエラルヒーと、各管内では高裁所在地の地裁所長を頂点としたヒエラルヒーが制度化されているのであ

る。これらは司法行政の観点からは合理的ではあろうが、現場の裁判官の意識、ひいては裁判官の独立に微妙な影響を及ぼすことは否定できない。

そして、このヒエラルヒー構造と、出身大学からはじまって判検交流、事務総局勤務などの経歴的資源の蓄積、ひいては高裁長官から最高裁裁判官着任に至るまでの裁判官の「サクセスストーリー」は、分かちがたく結びついているのである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 7 件)

①西川伸一「全国地家裁所長の人事パターンの制度化に関する一考察 ～その経歴的資源に着目して～(Ⅱ)」『政経論叢』(明治大学政治経済研究所)第77巻第5・6号(2009年)181-212頁、査読有。

②西川伸一「全国地家裁所長の人事パターンの制度化に関する一考察 ～その経歴的資源に着目して～(Ⅰ)」『政経論叢』(明治大学政治経済研究所)第77巻第3・4号(2009年)135-167頁、査読無。

③西川伸一「非民主的な日本の裁判所と司法「改革」」『季刊ピープルズ・プラン』第44号(2008年)19-26頁、査読無。

④西川伸一「日本司法の支配構造 最高裁長官と東京高裁長官の経歴に着目する」『もうひとつの世界へ』第17号(2008年)8-13頁、査読無。

⑤西川伸一「司法官僚の経歴的資源～司法官僚に関する実体的研究の一事例として～」『明治大学社会科学研究所紀要』第46巻第2号(2008年)49-73頁、査読有。

⑥西川伸一「安倍首相は集団的自衛権行使に舵を切るのか」『もうひとつの世界へ』第10号(2008年)8-13頁、査読無。

⑦西川伸一「日本の裁判所をコントロールする最高裁事務総局の「裏支配」」『SAPIO』2007年6月27日号、18-20頁、査読無。

[学会発表] (計 1 件)

①西川伸一「官僚技官 公共事業に依存する官僚たち」、八ツ場ダム住民訴訟3周年報告集会、2007年12月9日、全水道会館。

[図書] (計 1 件)

①西川伸一、五月書房、『楽々政治学のススメ』、2007年、総頁数293頁。

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

なし

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

西川 伸一 (NISHIKAWA SHIN' ICHI)  
明治大学政治経済学部 専任教授  
研究者番号 00228165

##### (2) 研究分担者

なし

##### (3) 連携研究者

なし